山梨県営塩川発電所の売電に係る公募型プロポーザル

質問回答書

第１回 回答（質問受付日：令和８年１１月２０日）

番号	質問内容	回答
1	納税証明書について、最新の納税証明書（その 3 の 3）を取得したところ、同証明書には「法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額はない」旨が記載されていますが、納期限未到来の未納税額（11 月 30 日納付期限の消費税）が併記されております。 この場合、当該納税証明書を参加申込書の添付書類として提出しても差し支えないでしょうか。 なお、納期限を経過した未納税額はございません。	納税証明書（その 3 の 3）につきましては、令和 8 年 11 月 30 日時点で納期限を経過した未納税額がないことを確認できるため、当該納税証明書をご提出いただいて差し支えありません。 その上で、企画提案書提出の際に、11 月 30 日納付期限の消費税を納付したことが確認できる資料（納付書の写し等）、または最新の納税証明書を提出願います。
2	実施要領（７）「プレゼンテーションの実施」について、「プレゼンテーションは提案書に基づき行うこと」と記載されておりますが、12 月に提出する企画提案書をベースとし、内容に大幅な変更を加えず、プレゼンテーション用に一部修正・調整した資料を使用することは可能でしょうか。	実施要領に記載のとおり、プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づいて実施します。 そのため、企画提案書提出後に提案内容を変更することは認められませんが、企画提案書の内容を分かりやすく説明するために、プレゼンテーション用として資料の体裁を整えることや、説明のための図表等を追加することは差し支えありません。 ただし、提案内容の追加・変更や、新たな提案事項を盛り込むことは認められませんので、ご留意ください。

第２回 回答（質問受付日：令和８年１１月２４日）

番号	質問内容	回答
3	別表１「山梨県営塩川発電所の売電に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」において、企業局電力の地産地消及び価値を高める提案	山梨県営塩川発電所の売電に係る仕様書　２業務内容　に記載のとおり、企画提案内容は原則として履行していただく

	を行ない、山梨県内の需要場所に優先的に供給するものの、余剰分については、山梨県外の需要場所および山梨県内に本店（支店）、営業所がない需要家に対しても、供給することは許容いただけますでしょうか。	必要があります。 　このため、地産地消等の電力供給に関する提案を行った場合は、提案内容に従い履行していただきます。 　ただし、提案内容に基づく供給を行った結果、電力に余剰が生じる場合には、当該余剰電力については地産地消の対象に限定せず、受託者の判断により任意の需要家へ供給することを認めます。
4	別表１で「評価の視点」として挙げられている項目は,すべて満たす必要がございますでしょうか。１つでも満たさない場合は, 提案書は無効になりますでしょうか。	別表１の「評価の視点」に記載されている事項を満たさない場合に、企画提案書が無効になることはありません。
5	塩川発電所は、ダム式のため、ピーク運転等の発電パターン余地があろうかと存じますが、当該運転は可能となりますでしょうか。	塩川発電所はダム式水力発電所ですが、ダムの操作規程等に基づき運用しているため、ピーク運転や変則運転を行うことはできません。
6	電力受給契約書（案）第２４条（守秘義務）について、弊社と事業運営上密接な関係性のある親会社等においては、相手方の了解を得ずとも開示可能な開示先としてあらかじめ明記しておくといった協議の余地はございますでしょうか。	守秘義務に係る開示先の範囲については、契約締結後に協議をすることは可能です。ただし、契約書の内容の加筆又は修正等については、入札の公平性を損なうおそれがあるため、原則として対応できません。
7	仕様書の「企画提案内容の計画」に関する実施計画書において、事前提出時期の目安および報告項目・粒度についてご教示いただけますでしょうか。	実施計画書については、企画提案内容の計画をあらかじめ確認するため、各取組の実施前に提出いただくことを想定しています。提出時期は、取組内容や実施時期を踏まえて個別に協議のうえ決定しますが、原則として実施に支障のない時期に提出をお願いします。 　また、記載内容については、実施時期、実施内容、対象者、寄与する県の施策名、実施体制等、提案内容が確認できる計画書を想定しています。